

## 平成30年度の特定教育・保育施設等における 利用定員の変更について

### 1 利用定員の設定に係る意見聴取について

子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第31条第2項、第43条第3項及び第77条第1項の規定に基づき、特定教育・保育施設、特定地域型保育施設の利用定員を定めようとする場合は、審議会等の意見を聴取する規程があります。このため、本市における法第77条第1項の合議制機関である、子ども・子育て会議に諮るものです。

#### <関連条文>

#### 子ども・子育て支援法

#### (特定教育・保育施設の確認)

#### 第31条第2項

市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

#### (特定地域型保育事業者の確認)

#### 第43条第3項

市町村長は、第一項の規定により特定地域型保育事業（特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。）の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

#### (市町村等における合議制の機関)

#### 第77条第1項

市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第31条第2項に規定する事項を処理すること。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第43条第3項に規定する事項を処理すること。

### 2 変更内容

#### ・みらい保育園

#### <変更内容>

平成29年に行っている施設整備（増築）により、平成30年度から受入を増員し、3号認定及び2号認定の定員を変更する。

	3号		2号	合計
	0歳	1・2歳	3～5歳	
平成29年度	12人	24人	54人	90人
増減	+6人	+12人	+2人	+20人
平成30年度	18人	36人	56人	110人

【参考】平成30年度特定教育・保育施設等の利用定員について

① 特定教育・保育施設

H30	利用定員 (施設全体)	3号			2号			1号						
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	3歳	4歳	5歳				
公立保育所														
東保育園	150	12	40	98			/							
西保育園	135	8	34	93										
原里第1保育園	90	9	30	51										
原里第2保育園	120	12	35	73										
玉穂第1保育園	93	9	30	54										
玉穂第2保育園	90	3	25	62										
高根第1保育園	90	6	25	59										
高根第2保育園	80	3	25	52										
私立保育所														
高根学園保育所	120	9	34	77			/							
すみれ保育園	150	12	48	90										
富岳保育園	140	18	48	74										
双葉保育園	100	8	32	60										
萩原保育園	110	12	38	60										
神山保育園	H28から認定こども園に移行													
みなみ保育園	40	9	31	—										
とらのこ保育園	90	9	33	48										
みらい保育園	110	18	36	56										
認定こども園（公立）														
印野こども園	110	9	30	31			40							
認定こども園（私立）														
神山認定こども園	332	21	74	135			102							
公立幼稚園														
御殿場幼稚園	315	/			/			315						
富士岡幼稚園	190	/			/			190						
竈幼稚園	90	/			/			90						
神山幼稚園	100	/			/			100						
原里幼稚園	200	/			/			200						
玉穂幼稚園	200	/			/			200						
原里西幼稚園	90	/			/			90						
森之腰幼稚園	190	/			/			190						

② 特定地域型保育事業

H30	利用定員 (施設全体)	3号			2号			1号		
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	3歳	4歳	5歳
小規模保育										
ちびっこ園	18	6	12	—			/			
にじいろ保育園	19	6	13	—						
事業所内保育										
すずらん託児所(地域枠)	4	2	2	—			/			
すずらん託児所(従業員枠)	11	4	7	—						

③ 確認を受けない幼稚園 <参考（意見聴取の対象外施設）>

H30	受入定員	3号相当			2号相当			1号相当		
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	3歳	4歳	5歳
私立幼稚園										
みなみ幼稚園	300	/			/			300		
御殿場聖マリア幼稚園	120							120		

④ 認可外保育施設 <参考（意見聴取の対象外施設）>

H30	受入定員	3号相当			2号相当			1号相当		
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	3歳	4歳	5歳
簡易保育施設										
御殿場プレミアム・アウトレット 保育園 (地域枠+従業員枠)	20	6	14	/			/			
こどもの家はしもと	23	9	12							2

★合計（確保方策）

H30	定員合計	3号			2号			1号		
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	3歳	4歳	5歳
①特定教育・保育施設	3,525	187	648		1,173			1,517		
②特定地域型保育事業	52	18	34		/			/		
③確認を受けない幼稚園	420	/								
④認可外保育施設	43	15	26		2			/		
<b>確保方策</b>	<b>4,040</b>	<b>220</b>	<b>708</b>		<b>1,175</b>			<b>1,937</b>		

☆需給バランス（「確保方策」－「量の見込み」）

H30	定員合計	3号			2号			1号		
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	3歳	4歳	5歳
量の見込み	3,408	233	708		1,160			1,307		
確保方策－量の見込み	632	▲ 13	0		15			630		